

今庄小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、南越前町、南越前町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み**(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育**

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験や遠足、ボランティア活動、異年齢交流、縦割り班活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

「福井県版こころのノート」や「私たちのどうとく」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○発達段階に応じた取り組み

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の熟成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取り組みを促します。

(2)学校評価

○いじめの防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。

【児童】

- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

(3)いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動で異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。また、親密な人間関係をつくるため、構成的グループエンカウンターや集団ゲームを実施します。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、家庭や地域と連携しながら、スマートルールを見直し、適切な利用に向けた取り組みを推進します。また、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。

○特に支援が必要な児童に対する支援・指導

本校は、以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童に対する必要な指導を組織的に行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た児童、濃厚接触者となった児童

○SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができるための教育を行います。

(4)いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 自己チェックの活用（1年生は2学期から）
児童が日々の生活を振り返るための「はりきり今庄っ子」、いじめアンケートで、毎月、自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめの早期発見に努めます。
- QUTテストの活用
児童一人ひとりの内面を理解し、分布分析からいじめ被害を受けている可能性の高い児童を見出します。
- アンケートの実施
児童に対し毎月いじめアンケート、学期に一度生活アンケートを実施し、保護者に対しても学期に一度アンケートを実施し、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。
- 「いじめ対策委員会」への報告
いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有します

(5)いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6)いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7)いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、次の対処を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を、町教育委員会通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。

- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1)いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、担任

教育相談担当、スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者に対し、学校いじめ防止基本方針についての周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存（5年間）
 - ・いじめの認知
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
 - ・学校基本方針の見直し

(2)いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察や児童相談所などとの連携

【様式2】
(3)組織図

南越前町立今庄小学校

いじめ対策委員会【常設】

校 長

教 頭

連絡：担任、教科担任等

生徒指導主事，担任，教育相談担当者，養護教諭，
スクールカウンセラー等

いじめの
情報

- ☐ 学校基本方針に基づく取組みの実施
- ☐ 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ☐ 早期発見のためのシステムづくり（相談窓口の設置、面談やアンケートの実施）
- ☐ いじめに関する情報（疑い含む）や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ☐ いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・情報の迅速な共有
 - ・事実関係の確認（児童、教職員、保護者等）
 - ・いじめの認知
 - ・教育委員会への報告・連携
 - ・いじめ対応サポート班立ち上げ
 - ・いじめに関する指導や支援の体制、対応方針の決定
 - ・保護者との連携
- ☐ 関係機関への協力要請
- ☐ 取り組みの点検（学校評価への位置付けを含む）

関係教員

- ・教科担任
- ・養護教諭
- ・学習支援講師等

報告
連絡

窓
口
…
教
頭

認知

外部人材

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

関係機関

- ・教育委員会・PTA
- ・警察・児童相談所
- ・地方法務局・医療機関
- ・民生児童委員等

いじめ対応サポート班【特設】

生徒指導主事

担任・教育相談担当・養護教諭
スクールカウンセラー等

- ☐ 対応策の立案・実行
- ☐ 関係者からの聴取（事実確認）
- ☐ 関係児童への指導・支援
- ☐ 関係保護者への対応
- ☐ 関係機関との連携（必要に応じて、警察への協力要請）
- ☐ 対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方針の提案

【様式3】

5 いじめ対策の年間行動計画

〔4～6月〕

南越前町立今庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検	縦割り活動（委員会、クラブ）スタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	なかよし班初顔合わせ ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
5月		なかよし班遊び					
		生活チェック「はりきり今庄っ子」（2～6年） いじめアンケート					
6月		家庭訪問 ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	・QU①の実施（2年生以上） ・教育相談アンケート（いじめの自己チェック） ・教育相談週間					
6月	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認	なかよし班遊び					
		生活チェック「はりきり今庄っ子」（2～6年） いじめアンケート					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	郡連合音楽会・絆づくり					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開	保小連絡会 ・新1年生の情報交換					
6月		宿泊学習 絆づくり 自主的な活動					
		PTA親子奉仕作業 体験活動、親子の絆づくり					
6月		ノーテレビデーの実施 （家庭での読書・親子のふれあい・絆づくり）					
		なかよし班遊び					
6月		生活チェック「はりきり今庄っ子」（2～6年） いじめアンケート					

〔7～10月〕

南越前町立今庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	保護者アンケート ・ 情報や意見収集	縦割り集会(七夕集会) 生活チェック「はりきり今庄っ子」(2～6年) いじめアンケート					
	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握 ・ 夏期休業前指導						
	保護者会 ・ 情報や意見収集	保育園の訪問 ・ 交流会					
8月	いじめ対策委員会 ・ 教育相談アンケートやQUの分析等をもとにした振り返り ・ 2学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認	家庭での読書・課題等 ・ 努力した児童の賞賛					
	いじめに関する校内研修会 ・ QUの効果的活用 ・ 1学期の反省 ・ 2学期からの取組み ・ 教員の意識点検						
9月		ノーテレビデーの実施 (家庭での読書・親子のふれあい・絆づくり)					
	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	生活チェック「はりきり今庄っ子」 いじめアンケート					
10月		ノーテレビデーの実施 (家庭での読書・親子のふれあい・絆づくり)					
		校内体育大会 ・ 絆を強める ・ 種目練習 ・ 応援練習					

〔10～12月〕

南越前町立今庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	各地区での体育大会 ・地域の人たちとの絆を強める					
		・Q Uの実施 ・教育相談アンケート(いじめの自己チェック) ・教育相談週間					
		なかよし班遊び					
11月	人権教育・人権週間に関する校内研修会 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	郡スポーツフェスタ ・絆づくり					
		読書月間の取り組み ・地域に関わりのある読み聞かせ・自主的活動など					
		なかよし班遊び					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者アンケート ・情報や意見収集 保護者会 ・情報や意見収集	ノーテレビデーの実施 (家庭での読書・親子のふれあい・絆づくり)					
		秋のフェスティバル 保育園招待・絆作り					
		思いやり運動月間 ・「みんなで協力して助け合おう」の月目標を掲げた児童会活動(親切の運動) 人権週間「いいところみつけ」(運営放送委員会) 縦割り集会(クリスマス集会) 生活チェック「はりきり今庄っ子」 いじめアンケート ノーテレビデーの実施 (家庭での読書・親子のふれあい・絆づくり) 保健 「心の健康」 ひまわり教室(3・4・5・6年) 「SNSの使い方について」					

〔1～3月〕

南越前町立今庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	なかよし班遊び 生活チェック「はりきり今庄っ子」・いじめアンケート ・教育相談アンケート(いじめの自己チェック) ・教育相談週間					
		スキー教室 ・絆づくり	スキー教室 ・絆づくり		スキー教室 ・絆づくり		
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者アンケート ・情報や意見収集	なかよし班遊び ノーテレビデーの実施 (家庭での読書・親子のふれあい・絆づくり) 生活チェック「はりきり今庄っ子」いじめアンケート					
		保育園体験入学 ・新たな絆づくり	老人施設訪問 ・お年寄りとの絆づくり		6年生を送る会計画 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画	中学校へむけて ・新たな絆づくり ・心の持ち方 ・出前授業	
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	6年生を送る会 ・感謝の心・次学年への自覚 生活チェック「はりきり今庄っ子」・いじめアンケート					
						校内奉仕活動 ・学校、地域に感謝する心	